

監理支援機関の業務の運営に関する規程

ひぐま協同組合

第1 目的

この規定は、外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律及びその関係法令（以下「育成就労関係法令」という。）に基づいて、本事業所において監理事業を行うに当たって必要な事項について、規程として定めるものです。

第2 求人

- 1 本事業所は、別表に示す各作業の育成就労に関するものに限り、いかなる求人の申込みについてもこれを受理します。ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合、その申込みの内容である賃金、労働時間その他の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当であると認める場合、又は団体監理型育成就労実施者等が労働条件等の明示をしない場合は、その申込みを受理しません。
- 2 求人の申込みは、団体監理型育成就労実施者等（団体監理型育成就労実施者又は団体監理型育成就労実施者になろうとする者をいう。以下同じ。）又はその代理人の方が直接来所されて、所定の求人票によりお申込みください。尚、直接来所できないときは、郵便、電話、ファックス又は電子メールでも差し支えありません。
- 3 求人申込みの際には、業務の内容、賃金、労働時間その他の労働条件をあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用により明示してください。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるため、あらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示ができないときは、当該明示すべき事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示してください。
- 4 求人受付の際には、監理費（職業紹介費）を、別表の監理費表に基づき申し受けます。いったん申し受けました手数料は、紹介の成否にかかわらずお返しいたしません。

第3 求職

- 1 本事業所は、別表に示す各業務区分の育成就労に関する限り、いかなる求職の申込みについてもこれを受理します。ただし、その申込みの内容が法令に違反するときは、これを受理しません。
- 2 求職申込みは、団体監理型育成就労外国人等（団体監理型育成就労外国人又は団体監理型育成就労外国人になろうとする者をいう。以下同じ。）又はその代理人（外国の送出国機関から求職の申込みの取次ぎを受けるときは、外国の送出国機関）から、所定の求職票によりお申込みください。郵便、電話、ファックス又は電子メールで差し支えありません。

第4 育成就労に関する職業紹介

- 1 団体監理型育成就労外国人等の方には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、その御希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう極力お世話いたします。
- 2 団体監理型育成就労実施者等の方には、その御希望に適合する団体監理型育成就労外国人等を極力お世話いたします。
- 3 育成就労職業紹介に際しては、団体監理型育成就労外国人等の方に、育成就労に関する職業紹介において、従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の労働条件をあらかじめ書面の交付又は希望される場合には電子メールの使用により明示します。ただし、育成就労に関する職業紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示ができないときは、あらかじめそれらの方法以外の方法により明示を行います。
- 4 団体監理型育成就労外国人等の方を団体監理型育成就労実施者等に紹介する場合には、紹介状を発行します。その紹介状を持参して団体監理型育成就労実施者等との面接を行っていただきます。
- 5 いったん求人、求職の申込みを受けた以上、責任をもって育成就労に関する職業紹介の労をとります。

- 6 本事業所は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業閉鎖の行われている間は団体監理型育成就労実施者等に、育成就労に関する職業紹介をいたしません。
- 7 就職が決定しましたら求人された方から監理費（職業紹介費）を、別表の監理費表に基づき申し受けま
す。

第5 団体監理型育成就労の実施に関する監理

- 1 団体監理型育成就労実施者が認定計画に従って育成就労を行わせているか等、監理責任者の指揮の下、主務省令第52条第1号イからホまでに定める方法（団体監理型育成就労外国人が従事する業務の性質上当該方法によることが著しく困難な場合にあつては、他の適切な方法）によって3か月に1回以上の頻度で監査を行うほか、実習認定の取消し事由に該当する疑いがあると認めたときは、直ちに監査を行います。
- 2 第1号団体監理型育成就労に係る監理にあつては、監理責任者の指揮の下、1か月に1回以上の頻度で、団体監理型育成就労実施者が認定計画に従って団体監理型育成就労を行わせているかについて実地による確認（団体監理型育成就労外国人が従事する業務の性質上当該方法によることが著しく困難な場合にあつては、他の適切な方法による確認）を行うとともに、団体監理型育成就労実施者に対し必要な指導を行います。
- 3 育成就労を労働力の需給の調整の手段と誤認させるような方法で、団体監理型育成就労実施者等の勧誘又は監理事業の紹介をしません。
- 4 団体監理型育成就労にあつては、認定計画に従って入国後講習を実施し、かつ、入国後講習の期間中は、団体監理型育成就労外国人を業務に従事させません。
- 5 育成就労計画作成の指導に当たって、団体監理型育成就労を行わせる事業所及び団体監理型育成就労外国人の宿泊施設を実地に確認するほか該当省令に照らして不具合があれば、指導を行います。
- 6 育成就労外国人の帰国旅費（育成就労期間中に一時帰国が必要である場合を含む。）を負担するとともに育成就労外国人が円滑に帰国できるよう必要な措置を講じます。
- 7 団体監理型育成就労外国人との間で認定計画と反する内容の取決めをしません。
- 8 監理を行っている団体監理型育成就労外国人からの相談に適切に応じるとともに、団体監理型育成就労実施者及び団体監理型育成就労外国人への助言、指導その他の必要な措置が講じます。
- 9 本事業所内に監理支援機関の許可証を備え付けるとともに、本事業所内の一般の閲覧に便利な場所に、本規程を掲示します。
- 10 育成就労の実施が困難となった場合には、育成就労外国人が引き続き育成就労を行うことを希望するものが育成就労を行うことができるよう、他の監理支援機関等との連絡調整等を行います。
- 11 上記のほか、育成就労関係法令に従って業務を実施します。

第6 監理支援責任者

- 1 本事業所の監理支援責任者は、渡邊 一夫です。
- 2 監理支援責任者は、以下に関する事項を統括管理します。
 - (1) 団体監理型育成就労外国人の受入れの準備
 - (2) 団体監理型育成就労外国人の技能等の修得等に関する団体監理型育成就労実施者への指導及び助言並びに団体監理型育成就労実施者との連絡調整
 - (3) 団体監理型育成就労外国人の保護
 - (4) 団体監理型育成就労実施者等及び団体監理型育成就労外国人等の個人情報の管理
 - (5) 団体監理型育成就労外国人の労働条件、産業安全及び労働衛生に関し、育成就労責任者との連絡調整に関すること
 - (6) 国及び地方公共団体の機関、機構その他関係機関との連絡調整

第7 監理費の徴収

- 1 監理費は、団体監理型育成就労実施者等へあらかじめ用途及び金額を明示した上で徴収します。
- 2 監理費（職業紹介費）は、団体監理型育成就労実施者等から求人の申込みを受理した時以降に当該団体監理型育成就労実施者等から、別表の監理費表に基づき申し受けます。その額は、団体監理型育成就労実施者等と団体監理型育成就労外国人等との間における雇用関係の成立の斡旋に係る事務に要する費用（募集及び選抜に要する人件費、交通費、外国の送出機関へ支払う費用その他の実費に限る。）の額を超えない額とします。
- 3 監理費（の内の 講習費）は、入国前講習に要する費用にあつては入国前講習の開始日以降に、入国後講習に要する費用にあつては入国後講習の開始日以降に、団体監理型育成就労実施者等から、別表の監理費表に基づき申し受けます。その額は、監理支援機関が実施する入国前講習及び入国後講習に要する費用（監理支援機関が支出する施設使用料、講師及び通訳人への謝金、教材費、第一号団体監理型育成就労外国人に支給する手当その他の実費に限る。）の額を超えない額とします。
- 4 監理費（監査指導費）は、団体監理型育成就労外国人が団体監理型育成就労実施者の事業所において業務に従事し始めた時以降一定期間ごとに当該団体監理型育成就労実施者から、別表の監理費表に基づき申し受けます。その額は、団体監理型育成就労の実施に関する監理に要する費用（団体監理型育成就労実施者に対する監査及び指導に要する人件費、交通費その他の実費に限る。）の額を超えない額とします。
- 5 監理費（の内の その他諸経費）は、当該費用が必要となった時以降に団体監理型育成就労実施者等から、別表の監理費表に基づき申し受けます。その額は、その他育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に資する費用（実費に限る。）の額を超えない額とします。

第8 その他

- 1 本事業所は、国及び地方公共団体の機関であつて育成就労に関する事務を所掌するもの、外国人育成就労機構その他関係機関と連携を図りつつ、当該事業に係る団体監理型育成就労実施者等又は団体監理型育成就労外国人等からの苦情があった場合には、迅速に、適切に対応いたします。
- 2 雇用関係が成立しましたら、団体監理型育成就労実施者等、団体監理型育成就労外国人等の両方から本事業所に対して、その報告をして戴きます。また、育成就労に関する職業紹介されたにも拘わらず、雇用関係が成立しなかったときにも同様に報告をして戴きます。
- 3 本事業所は、団体監理型育成就労外国人等の方又は団体監理型育成就労実施者等から知り得た個人的な情報は個人情報適正管理規程に基づき、適正に取り扱います。
- 4 本事業所は、団体監理型育成就労外国人等又は団体監理型育成就労実施者等に対し、その申込みの受理、面接、指導、育成就労に関する職業紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いは一切いたしません。
- 5 本事業所の取扱職種の範囲等は、別表に示す各作業です。
- 6 本事業所の業務の運営に関する規定は、以上のとおりですが、本事業所の業務は、全て育成就労関係法令に基づいて運営されますので、御不審の点は担当者に詳しくお尋ね戴きます。
- 7 本事業所の業務運営を適正に評価する第三者機関として、外部監査人を置き、この外部監査人の機能を
ai 行政書士法人 代表社員 佐藤秀樹 氏に担当して戴きます。

別 表

- | |
|---|
| ☆工業製品製造業分野：機械金属加工（4-1）、コンクリート製品製造（4-5）、縫製（4-10）、
生コンクリート製造（4-15） |
| ☆建設分野：土木（5-1）、建築（5-2）、ライフライン・設備（5-3） |
| ☆自動車整備分野：自動車整備（7-1）、車体整備（7-2） |
| ☆飲食料品製造業分野：飲食料品製造業（13-1） |
| ☆外食業分野：外食業（14-1） |

監理費表 (年額表示)

育成就労外国人1人当たりの監理費の年徴収額＝ ￥360,000
 育成就労外国人1人当たりの3年間の監理費総計＝ ￥1,373,000

※ 監理費は本表を基本とするが、地域・季節・訪問頻度或いは通訳・翻訳の必要性の度合などにより、監査指導費及びその他諸経費が異なる場合があります、それらの状況を勘案して決定するものとする。

1年目	合計	￥641,000	
項 目		徴収金額/名	徴収時期
職業紹介費	人件費	￥60,000	育成就労外国人の入国月に1回のみ徴収
	交通費	実費	
	外国の送出国機関へ支払う費用	￥20,000	
	その他	実費	
	小計	￥80,000	
講習費	施設使用料	￥130,000	育成就労外国人の入国月に1回のみ徴収
	講師及び通訳への謝金		
	教材費		
	育成就労外国人に支給する手当	￥65,000	
	交通費(育成就労外国人国内移動費等)	実費	
	その他(食品・日用品 支給)	実費	
	小計	￥195,000	

2年目	合計	￥366,000	
項 目		徴収金額/名	徴収時期
監査指導費	人件費	￥240,000	毎月徴収
	交通費	￥36,000	
	その他(通訳外注等)	￥30,000	
	小計	￥306,000	
その他諸経費	送出管理費	￥60,000	
	帰国準備費用	実費	
	相談対策費用	実費	
	育成就労外国人への補助金	実費	
	組合運営費	実費	
	その他(車両費等)	実費	
	小計	￥60,000	

監査指導費	人件費	￥240,000	入国後講習開始月より毎月徴収
	交通費	￥36,000	
	その他(通訳外注等)	￥30,000	
	小計	￥306,000	
その他諸経費	送出管理費	￥60,000	
	帰国準備費用	実費	
	相談対策費用	実費	
	育成就労外国人への補助金	実費	
	実習計画、在留資格の更新・変更に係る人件費	実費	
	組合運営費	実費	
	その他(車両費等)	実費	
	小計	￥60,000	

3年目	合計	￥366,000	
項 目		徴収金額/名	徴収時期
監査指導費	人件費	￥240,000	毎月徴収
	交通費	￥36,000	
	その他	￥30,000	
	小計	￥306,000	
その他諸経費	送出管理費	￥60,000	
	帰国準備費用	実費	
	相談対策費用	実費	
	育成就労外国人への補助金	実費	
	組合運営費	実費	
	その他(車両費等)	実費	
	小計	￥60,000	